

ベビーシッター利用支援事業のご案内

ベビーシッター利用支援事業とは、お子様が認可保育園、区立こども園、認定こども園、地域型保育事業及び家庭福祉員（以下「保育所等」という。）に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成する事業です。

対象者

荒川区に住民票があり、以下のいずれかに該当する方

- （１）保育所等の０～５歳児クラスに相当する待機児童の保護者（以下「待機児童の保護者」という。）
- （２）保育所等の０歳児クラスの入所申込をせず、１年間の育児休業を満了した後、お子様の１歳の誕生日から復職する保護者（以下「育児休業満了者」という。）

利用時間

月曜日から土曜日までの午前７時から午後１０時まで

※補助上限 保育標準時間認定の方：１日１１時間かつ月２２０時間

保育短時間認定の方：１日８時間かつ月１６０時間

※保護者が休暇の日などは利用できません。

利用料金

１時間あたり１５０円（本事業の専用システムにおいて発行した助成券を利用した場合の料金）

※助成対象は利用料のみです。助成の上限を超えた分の利用料や入会金等は助成の対象外です。ただし、お子さんの体調不良により保育予定日の前日又は当日にやむを得ずキャンセルした場合のキャンセル料については、助成の対象となることがあります。詳しくは、東京都福祉保健局ホームページをご確認ください。

※本事業に要した交通費について、個人住民税及び国民健康保険料の滞納がない場合は別途お子様ひとりにつき月額２万円を上限として助成します。

利用期間

（１）待機児童の保護者

入所保留期間中（産休・育休中は利用できません。）

（２）育児休業満了者

復職日から満１歳に達した後の３月末日まで（お子様の誕生日に復職する必要があります。）

※利用約款第１１条に定める事由に該当する場合は、本事業の利用は終了となります。

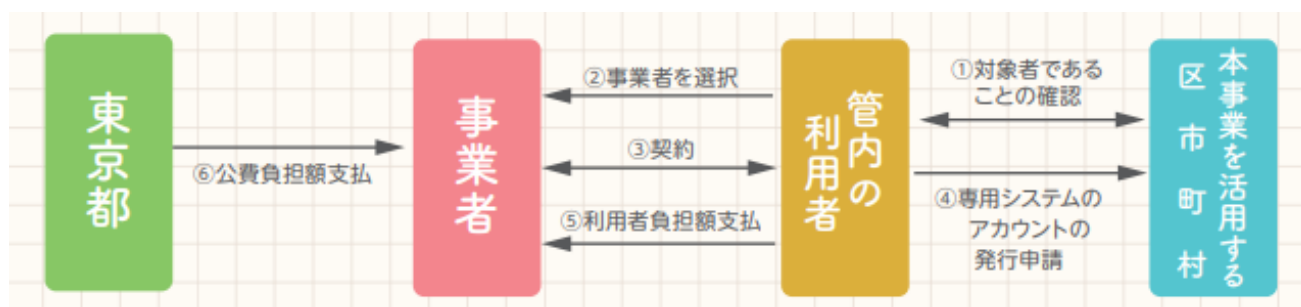
※待機児童の保護者は入所申込を継続して行う必要があります。

利用開始までの流れ

- 1 東京都の利用案内パンフレットと利用約款の内容を十分確認の上、利用を検討してください。
利用を希望する場合は荒川区保育課にて、ご自身が対象者であることを証明する「対象者確認書」の交付を受けてください。
- 2 東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧から、保護者の方が希望の事業者を選択して連絡します。
- 3 事業者との面談等を経て、契約が成立したら、契約書をもって荒川区保育課の窓口に行きます。
利用約款への同意書にサインをして、この事業の専用システムを利用するためのアカウントの発行を申し込みます。（後日、アカウントが郵送で届きます。）
※なお、来庁日からアカウントが送付されてくるまでに10開庁日程度、お時間を要します。
- 4 利用の際、専用システムから発行された助成券コード（番号）をベビーシッターに伝えます。
利用者には利用者負担額のみが請求されます。

利用イメージ図

※東京都の利用案内パンフレットより抜粋



※注意事項

- ・利用前に「ベビーシッター利用支援事業 利用案内」、「ベビーシッター利用支援事業 利用約款」を必ずお読みください。

【東京都福祉局ホームページ】



(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/bs6nendo.html>)

- ・産休・育休中で申請された場合は、復職日から1か月以内に「職場復帰証明書（荒川区様式）」を提出していただく必要があります。提出がない場合は本事業の利用は終了となります。
- ・認可外保育施設保育料助成制度と併用することはできません。
- ・入所申込を継続して行う必要があります。入所申込が途切れた場合は、本事業の利用は終了となります。
- ・本事業は区市町村ごとに待機児童対策として行っている事業ですので、区外に引っ越しされた場合は利用できなくなります。転居を予定されている場合は、利用を慎重にお考えください。

【お問合せ及び申請書類の提出先】

荒川区保育課入園相談係 電話 03-3802-3111（内線 3825～3827、3847）